**様式第3号**

**会　議　録**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 会 議 名  （付属機関等名） | | 第18回川西市参画と協働のまちづくり推進会議 | | |
| 事 務 局 （担当課） | | 地域分権推進課 | | |
| 開 催 日 時 | | 平成26年9月11日(木)　午後6時から午後8時 | | |
| 開 催 場 所 | | 川西市役所　4階　庁議室 | | |
| 出  席  者 | 委　員 | 岩崎会長、白崎委員、荻田委員、岸本委員、佐藤委員、田中委員 | | |
| そ　の　他 | 市民活動センター・男女共同参画センター指定管理者（特活）市民事務局かわにし、市民活動推進課課長補佐 | | |
| 事　務　局 | 総合政策部長、地域分権推進課長、同課課長補佐、同課主事１人 | | |
| 傍聴の可否 | | 可 | 傍聴者数 | ０人 |
| 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由 | |  | | |
| 会　議　次　第 | | 1　開会  2　委員の就任について  3　副会長の選出について  4　議事  (1)参画と協働のまちづくり推進に関する取組状況  (2)参画と協働のまちづくり推進計画の進捗状況  (3)その他  5　閉会 | | |
| 会　議　結　果 | | 別紙議事録のとおり | | |

|  |
| --- |
| **1　開会**  **2　委員の就任について**  **○　会長**  ・　この推進会議の委員には、コミュニティ協議会連合会から２名の委員を選出しておりましたが、土肥委員が平成25年度をもってコミュニティ会長をお辞めになられたため、土肥委員の後任として、加茂小学校区コミュニティ推進協議会　会長　白崎邦男　さんが、新しく委員に就任されることになりました。  ・　白崎委員より、ひと言、自己紹介をお願いします。  ＜白崎委員　自己紹介＞  ・　続きまして、各委員より一言ずつ自己紹介をお願いします。  ＜各委員　自己紹介＞  **3　副会長の選出について**  **○　会長**  ・　副会長の土肥委員が退任されましたので、本日、新しく副会長を選出いただかなくてはいけません。参画と協働のまちづくり推進条例施行規則では、「会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。」と規定されております。  副会長の選出につきまして、委員の皆様のなかで、自薦、他薦などございませんか。  **○　委員**  ・　会長から推薦願えないでしょうか。  **○　会長**  ・　参画と協働のまちづくりに造詣の深い、近畿大学の田中委員を副会長に推薦したいと思います。田中委員を副会長に選出することについて、委員の皆さまには、ご承認をいただけますでしょうか。  ＜委員から意義なしとの声＞  ・委員の皆さまからご承認いただきましたので、田中委員、お席の移動をお願いします。  ・副会長よりひと言ご挨拶をよろしくお願いいたします。  ＜副会長、ご挨拶＞  **4　議　事**  **○　会長**  ・　議事1として資料１の「平成25年度参画と協働のまちづくり推進に関する取組状況」について、議事2として資料２の「参画と協働のまちづくり推進計画の進捗状況」について、それぞれご審議いただきます。  ・　去年や一昨年のように頻繁に災害が起こるということが以前はありませんでした。それぐらい時代が変わってきているのは確かです。その点で、参画と協働のまちづくり推進計画に付け加える、あるいは見直す事項があるとすれば、どのようなものがあるのかなど、忌憚のない意見を頂ければと思っています。  ・　審議に際しましては、事前送付の「推進会議における審議の着眼点について」というペーパーに基づき審議を進めてまいります。  **（1）平成25年度　参画と協働のまちづくり推進に関する取組状況について**  **○　会長**  ・　議事１に参ります。事務局から資料の説明をお願いします。  **○　事務局**  ＜資料1に沿って説明＞  **○　会長**  ・　25年度の取組状況について、15の手法で、153事業373件に関して去年取り組みがあったこと、実際に取り組んだ中で市が課題であると感じている3点について説明いただきました。  ・　資料１をご覧いただいた中で、まずは総括の部分で市が課題と感じている3点に何か追加すべきことがあるのか、課題を解決してさらに参画と協働を進めるためには何が重要なのかについてご意見をお願いします。  ・　今後は参画と協働の取組みを行う可能性があると仕分けられた事業について、どのような具体的な手法を考えるのか、逆に参画と協働にはなじまない事業もあるのではないかという指摘もあればいただきたいと思います。  ・　今は参画と協働の取組を行っていない事業について、今後は取組を行う可能性がある事業なのか、そもそも参画と協働がなじまない事業なのか、市の方で一定の仕分けを行っていただきました。例えば、市長・副市長の秘書業務が参画と協働の対象になるのかといえば、さすがにこれは難しいと思わなくもありません。  　参画と協働にはなじまないと仕分けられた事業についても、本当にそうなのか、考えをお聞きしたいです。  ・　まずは、１つめの課題としている「審議会等の公募委員」について、3ページには公募委員を含まない審議会が１５とあります。これらについては、できるだけ公募委員を入れていくことが必要ではないかという事が前提です。  言いにくい話ですが、審議会に議員がけっこう入っています。人権施策審議会にも議員が入っています。  **○　事務局**  ・　人権施策審議会のほか、男女共同参画審議会にも入っています。  **○　会長**  ・　P69に掲載されている審議会委員11名のうち、市民代表として議員2名となっています。議員さんですが市民代表という形で入ってもらっています。男女共同参画審議会もそういう言い方なのですか。  **○　事務局**  ・　男女共同参画審議会では、委員11名のうち2名が公募委員で、その他に議員も2名委員となっています。  **○　会長**  ・　我々は市長から委嘱をうけて参画と協働の方策について検討しており、議会は二元代表制ですから、議会に対して特に文句を言うわけではありませんが、人権施策審議会では、市民の代表としての議員という形で入ってもらっていることは気になります。  もちろん市民の代表ですが、審議会は首長の施策に対して色々と意見を言う会であって、議員は議会という場で色々と言うことができます。だったら市民の皆さんの審議に委ねて、議会は議会として市民の代表としての意見を言えばいいのではないかと思います。  ・　議会は審議会に入る事に禁欲的であるべきと言ってしまうと、これは越権行為と言われるかもしれません。ただ、市民の代表としての議員という形は引っかかると私は思います。  公募がゼロの理由として、市民の代表として議員が入っているから良いのではないかというのは本来の公募の趣旨とは違うと思います。その点だけを言えばいいのかなと私は資料を見て思いました。  ・　総括P２の課題①～③について、委員の皆さまが何かお気づきのことはありますか。例えば、課題②活動の担い手についての支援策について何か考えられることがありますか。市民公益活動団体との協働は進んでいるが一般市民や事業者との連携の必要があると総括していただいていますが、それでは具体的にどのような取組が考えられるのかなど、市の事業として参画と協働を進めるための取組などについて、ご発言頂ければと思います。  **○　委員**  ・　課題②について、若い世代の担い手が一番大きな問題だと思います。地域分権制度では事務量がものすごく増えます。  これまでコミュニティの場合は無料奉仕でずっとやっているわけです。私のコミュニティはまだ実施段階までいっていないのでそれほど苦慮はしていませんが、先々考えていけば無料奉仕のままで運営できるのか、何らかの報償を出すべきなのか、ものすごく考え方が変わってくると思います。その辺りはどのようにしたら良いでしょうか。  **○　会長**  ・　地域活動を活発に展開すればするほど事務局機能をしっかりしないといけません。事務局を担う人はずっと無償でいいのかというと、かなり時間的な負担は出てきますし責任も重くなり、それに対して少し考える必要があるのではないかということです。  **○　委員**  ・　私はコミュニティ会長をしていますが、その前は自治会長をしていましたので多少は分からないでもないなと思います。コミュニティとして大きな課題ですが、若い人の担い手が本当にいるのかというのが実際の問題です。  ・　事務量が増えるという事がもう一つピンときません。私たちの地域の自治会加入率は５０数パーセントで、その他は非会員となるわけですが、コミュニティ組織はそのすべてを見ていかないといけません。非会員へ伝達する手立てを考えるために事務局があり事務量が増えるという考え方で良いのでしょうか。それとも、ただ単に事務量が増えると考えているということでしょうか。  **○　委員**  ・　予算が大きくなり、ち密な計画を立てないといけないので、負担がかかってくると思います。  **○　会長**  ・　地域分権制度が来年4月から本格的にスタートすると、一括交付金の方向に行くわけです。なぜ一括交付金にする必要があったかというと、市から交付している補助金がたくさんあり、それごとに書類を作るというのは手間だし、その枠でしか使えません。それを一括交付金にして、より地域の人が使いやすいように、そして地域で効果のある使い方ができるようにしようというのが一括交付金のねらいだと思います。  ・　ひとつは、一括交付金をどのように使うのかという事務の話が出てきます。領収書をきっちり保管しておかないといけないとか、そういう出納準備があります。今までに比べるとはるかにたくさん出てくるでしょう。  ・　もうひとつは、今度の地域分権制度の対象になる人たちは地域の住民全てだから、７割の自治会員に対してのサービスというわけでなくて、３割の自治会に入っていない人に対しても一括交付金の恩恵があります。一括交付金はその地域の人達の皆の物なのだから。では、その3割の人達もきっちりと意見を聞きながら使っていかないといけないのではないでしょうか。  ・　このような２つの手間が、今後、分権制度を進めていくためには、かなり大きく出てくるであろうことは確かです。そういう所へ人材あるいは事務局機能を地域で果たせるのかどうかということが、委員の懸念されるところかと思います。  **○　委員**  ・　現在役員は会長、副会長、書記、会計、広報委員長の７名体制ですが、事務局を作り、その人に相当のウェイトがかかり、ある程度の手当を出していくとなると、今の役員はみんなボランティアなのに、なぜ事務局だけということになり、全部事務局に任せばいいじゃないかということになる可能性があります。なので、今の役員で分散し、地域には得意分野を持った方がいると思うので、そのような担い手を増やしていこうと今考えています。  ・　非会員へいかに伝達していくのかには苦労しなくてはいけないと考えています。自治会長などと密に連絡調整をとり、進めていく必要があります。人と人とのつながりが大切です。  **○　会長**  ・　制度をきっちりと地域で回していくときに、最初の1年2年というのは皆で話し合うことにすごく手間がかかります。そうすると、話し合いの段取りをしないといけませんし、そういう負担が一部の役員にかかってしまいます。日程と議題を調整し、会議録も作らないといけません。なおかつ、決めたことをベースに今度は地域の人に話さないといけません。  そういう仕事をやればやるほど、どんどん仕事が増えていくことは確かです。どこかの時点で、役員の皆さんのワークシェアを進めていっても限界だという事も出てくる気がします。今度は決めたことを実施するためにお金使うとなると、またそこで手間がある程度出てくる可能性はあります。  ・　参画と協働のまちづくり推進の取組ということからいうと、プロの会計処理や会議をきっちりまわすプロなど、専門職が必要なのに見つからないという担い手不足はたちまち起こってきそうです。  広報のプロや会計のプロなどの養成は、市民活動センターで取り組んでおられるのではないですか。中間支援を行うなら、プロを養成する講座もやっていきたいなと思うわけです。例えば、参考配布のチラシでいうと「ＮＰＯ法人の定款を学んで運営の達人になる」「グループ活動のお悩み解決！記者さんに教えてもらおう　発信の仕方」のような講座です。これらの講座にどういう人が参加しそうですか。  **○　市民活動センター**  ・　様々な講座をコツコツとやってはいます。記者さんに教えてもらう発信の仕方講座は毎年かなり好評で、2回目・3回目と行っています。できれば地域の皆さんにも来ていただきたいですし、ご要望があれば出張型で開催していきたいとも考えています。  **○　会長**  ・　たぶんこういうニーズがこれから増えてくると思います。会計処理など、絶対にそれぞれの地域に暇を持て余しているプロがいますので、私はあまり心配していません。その人に少しお金を差し上げるような形で、元経理マンという人は山のように地域にいます。経理をしても、苦じゃない人にとっては全然苦じゃないのです。  ・　全然知らない人にやってくれというのはしんどいと思いますから、少しずつスキルを持ち寄るという事です。そういう専門職が地域で人材不足になってしまうから、そういう手段というのは必要です。  **○　委員**  ・　後継者は一本釣りで見つけてこないといけません。一般公募で、その人に何ができるのか分からないけどお願いしますではモタモタします。自分がこの人だという人を見つけて、無理にでもお願いして進めていかないと後継者は育てられません。  **○　会長**  ・　そういう人たちをどうやって地域で見つけるのかという事が、大きな課題です。それに対して中間支援として取り組める部分はあると思います。  ・　事業者との連携も課題の一つに挙がっていますが、いかがでしょうか。  **○　委員**  ・　取組状況において、153事業370件も参画と協働のコンセプトが成立していたということに驚いていますが、よく見ると参画と協働と言い始める前から行っていたことも含まれています。本質的には、そういう思いで行政・市民がそれぞれ関わってきていたということがありますから、決して今回の取組が特別なものではないはずです。にもかかわらず、今になって参画と協働の言葉を前面に出していこうということは、おそらく今までとは違う何らかの目的があるはずです。  その目的は何かと考えますと、やはり人が一番大事で、若い方、お歳を召されていてもまだまだ動ける方、協調性を持っておられる方もたくさんおられます。そういう色々な人材がいるなかで、いかにしてその人の積極性を引き出していくのかということが、一番の目的ではないかと思います。  ・　役所的なベースの中で参画と協働の取組みが線引きされていますが、そういう目的であれば、もっと絞れる気がします。「153事業に取組があり、たくさん取り組んでいるから川西はすごいよ。」ではなくて、人を育てるということで事業を絞ると受け入れやすいし、何のために行っているのか分かるような気がします。  ・　人の積極性を引き出すには何らかのきっかけが必要で、何となく自治会やコミュニティの運営を一緒にやろうよと言ってもむずかしく、私も自分の地域に帰って急にそのように言われても面白みがつかめないと思います。  しかし、まちの財産になるようなことや、お祭りなどであれば、それがきっかけで人が繋がり、新たな人材の発掘に繋がっていくので、そういうきっかけづくりの事業に重きを置いていけば、もっと分かりやすいものになると思います。  **○　会長**  ・　そのきっかけを市が提供している事業がどれくらいあるのか、などでしょうか。  **○　委員**  ・　そういうことをより明確にし、目的は何かという事を絞って考えていくと、人と人が関わっている、関わっていないというような分け方になります。取組状況では、住民説明会が参画と協働の取組みとして挙がっていますが、そのような説明会に行ってもまちのために頑張ろうとはなりませんので、その辺りの仕分けをしっかり行っていく方が良いと思いました。  事業者としてどうかといえば、そういう目線で絞っていくことは当然です。  **○　会長**  ・　参画と協働のまちづくり推進条例もこの１５区分でしたか。  **○　事務局**  ・　条例の中にその区分が書いてあるわけではなくて、条例を作った際に取扱いマニュアルを作り、その中に１５区分があります。  **○　会長**  ・　それに則って取組状況をまとめているのですね。  **○　委員**  ・　そうだと思いますが、改めて見ると不自然さを感じていたので、これはそもそも何をするための区分なのかと考えてしまいます。  **○　会長**  ・　この枠組みに沿うのは一つのやり方ではあります。市役所の各課に浸透させるという意味では、これは絶対必要だと思います。もう一方では、今後、専門職が各団体で不足していくということを考えると、人を育てる、人と人を繋げるきっかけづくりのような事業に評価を絞るやり方もあり得るということです。  **○　委員**  ・　委員の話、とてもよく分かります。というのは、私自身も地域活動を始めた第一歩は、ある行政が100人委員会を設定して、話し合いをして交流する場を作ってくださったからなのです。市民同士で話し合いをして、計画ビジョンをまとめていったのです。その中で、自分の地域ではこんな活動をしているから来ないかというような繋がりがそこで出てきまして、密な関係ではないけれども、ちょっとした知り合いができ始めました。  ローカルな地域活動の付き合いももちろんありましたが、そのころから急に「NPOを立ち上げたい」、「うちの地域でこんなコミュニティがあるけど参加しないか」というようなことで知り合いが徐々にできました。  ・　取組状況の15区分を見ますと、アンケートが本当に交流の場を作っていくのかといえば難しいと思います。意見聴取で終わっています。そういうものではなく、議論ができるような「交流」という視点で見ると、15区分の中では、講座などは終了後に交流できますし、フォーラム・シンポジウムも交流ができますし、ワークショップも同様です。交流という事をテーマにすると、かなり絞られてくる気がします。  ・　行政の中でもきっかけづくりの「場」を作る必要があり、行政が知らない市民もいらっしゃるので、市民同士で声をかけあう場づくりもある程度進めていく必要があります。  行政の場づくりで集まった人たちと市民の場づくりで集まった人達がどう繋がっていくのかは、少し分からないところではありますが、交流という事を重要視したいと考えます。  **○　会長**  ・　総括の部分で言うと、交流や人を育てるきっかけに注目して評価するやり方もあるということですね。そうすると、どういう担い手が不足するのかということも見えてくるのではないかという意見だったと思います。  ・　総括は後程振り返っていただくとして、P195～P197に参画と協働の取組みを行う可能性がある事業を18事業あげていただいていますが、その時にこんな手法があるとか、この事業は参画と協働という視点にはなじまないというチェックをお願いします。  ・　私には、市民課の住民基本台帳や印鑑証明交付で、どのように参画と協働の取組みを行うのかよく分からないのですが。事務そのものではなく、サービスの改善でしょうか。  **○　事務局**  ・　窓口での市民対応や案内の仕方などの部分で市民から意見をいただき、改善していくということです。窓口でアンケートを取って、それを生かしていく手法などが考えられます。  **○　委員**  ・　広報室の情報提供推進事業について、ホームページが出てきますが、実際ホームページを見ている人は大変少ないのではないですか。私も見ていますが、なかなか分からないです。  例えば、川西市で呼び出してもものすごく候補が多いわけです。地域分権推進についても2月くらいのものは掲載されていますが後が載っていません。私たちの年齢で果たしてどれだけいき渡って見ているのでしょうか。広報かわにしの方がよく見ます。  **○　会長**  ・　情報の提供の仕方というところでの参画と協働というのは、ギャップがあるのではないかということですね。どうですか、きちんとアップはしているのですか。  **○　事務局**  ・　地域分権の話にしましても、パンフレットなどができた段階でそれをホームページに掲載しています。出前講座などの情報も掲載し、もちろん紙ベースでも配布しています。市民課のパンフレット立てへの設置と並行して、ホームページでも見られるようにするなど、色々な手段を使って情報を提供しています。  **○　会長**  ・　確かにホームページから情報検索していく時に、階層が深いと見づらくなってしまいますね。そういうところで市民の皆さんの意見を聞くという場は絶対いるでしょうね。見やすいホームページと言いましても、人によって必要とする情報は違いますから。  **○　委員**  ・　ホームページは作りこみしかできないですから、おっしゃるように階層なのです。ですから、ブログとかフェイスブックというかたちで特定の目的だけに辿りつける媒体にすればもう少し見やすいと思うのですが。  **○　会長**  ・　地域分権を進めていくなら、各コミュニティの代表者がＬＩＮＥでグループを作るという話があってもいいのかもしれません。そこで情報共有してしまうというやり方を考えてもいいかもしれません。そのような情報提供の仕方も当然ありますが、いかがでしょうか。  **○　委員**  ・　事業者という視点からお話しすると、P195生活相談課の市民相談事業では、市内の司法書士事務所、土地家屋調査事務所、行政書士事務所が入っており、彼らはまさに参画と協働の精神で、ボランティアで相談にのっています。専門資格者としてこういう事業に関わっていることは、既に参画と協働の取組が成立しているのではないかと思います。  しかし、今は参画と協働ではないという認識で担当課はおられるので、どういう気持ちで我々を迎えられているのかなと不思議に思いました。  **○　会長**  ・　これはあくまでも担当課の判断ですね。そういう風にしか思っていないということでもあるでしょうね。  **○　委員**  ・　そういう誤解が私のわかる業界だけを見てもあるということです。  **○　会長**  ・　そこのギャップが大きな課題ですね。既に参画と協働の視点で取り組んでいるのではないかという事業も含まれているというご指摘です。  ・　次に、P198～P213に参画と協働になじまない事業が206事業、ずらっとあります。例えば、契約事務というものは、なかなかなじまないと思いますが、この中で参画と協働の取組ができるのではないかという事業など、何かお気づきの点はありましたか。  ・　内部管理事務がずらっとある中で、私が引っ掛かるのはP201文化・観光・スポーツ課で、ギャラリーかわにし運営事業が内部管理事業だというところです。  **○　事務局**  ・　川西能勢口の駅下にギャラリーがあり、そこの使用許可を出すなど、そういう場所の管理的なところだと思います。  **○　市民活動センター**  ・　内部管理業務って何だろうと思いながら見ていたのですが、市民活動センター・男女共同参画センターも指定管理者制度の導入前は内部管理事業という扱いになっていたのかなと思いながら聞いていました。現在は、指定管理者として、センターでも使用許可も出しています。そういう見地からすると、まだ参画と協働の可能性がある事業があるのではと思います。  **○　委員**  ・　P199管財課の庁舎維持管理事業について、概要には「市庁舎の適正な維持管理により、良好な職場環境を確保する。」とありますが、市民が当然庁舎に来られる視点は含まれないのかなと思います。これは内部管理なのでしょうか。  **○　会長**  ・　まさにこの庁舎で言えば、１階の市民サービス窓口のフロア以外のところは、ある意味良好な職場環境を維持するという内部管理事務なのでしょうね。  **○　事務局**  ・　１階から５階まで色々な窓口があり、市民課でしたら住民票の発行、２階では税の相談、３階では農業に関することがあったり、それぞれ窓口で応対する部分はこの事業ではなく、各担当課の事業の中で市民とのやりとりはあると思います。  この事業で行っているのは、例えば電気が切れていたらそれを替えるなど、ハード面に軸足を置いて箱モノを管理しているという視点での記載になっています。  **○　会長**  ・　細事業まで下りてくると、かなり短い文章で事業の中身を判断するのはしんどいですね。維持管理というかたちで、設備の保守点検のような仕事が書いてあるのですね。  **○　事務局**  ・　そういう観点でとらえています。  **○　委員**  ・　P201産業振興課の農業用施設等災害復旧事業について、おそらく施設に重きを置いて書いておられると思いますが、災害により被害を受けた田などの復旧には当然市民やボランティアがおられるので、その辺りは参画と協働の部分になるのではないかなという気がします。  現実的に、ボランティアが田んぼや農地の復旧、和歌山の台風１２号、東日本大地震などで実際に活動しているわけです。それこそ、行政だけでは出来ないことがたくさんあるのではないかと思います。  **○　会長**  ・　P201文化・観光・スポーツ課のスポーツ施設管理運営事業について、社会体育施設というのは指定管理者へ施設管理を委託しているため参画と協働の視点が入っていないという書き方ですが、私には良く分かりません。これはそうなのですか。  **○　事務局**  ・　指定管理という手法について、確かに参画と協働の手法の１つとして挙げていますが、今の整理の仕方としましては、事業者への指定管理は参画と協働とは捉えておらず、NPO法人や市民公益活動団体へ指定管理を出している部分については参画と協働として掲載しています。この事業は財団が指定管理業務を行っています。  **○　会長**  ・　施設管理公社のようなところへ指定管理を出しているから参画と協働とは言えないということですね。  **○　事務局**  ・　単純かもしれませんが、委託先によって整理しています。  ・　少し補足しますと、資料５ページに戻っていただきたいのですが、１５区分という形で整理をさせて頂いて、実は今の部分は内部でもずいぶん議論しました。１４番の指定管理は、本来委託という部分は従来型の発想でいけば、先ほどの庁舎の維持管理もそうですが、純然たる生業として事業者に委託をしていくという発想のものが主であったものが、相手方が公的な団体、あるいは協働の相手足る団体との部分を委託や指定管理という従来型の発想でくくって良いのかということがあります。  非常に解釈が微妙ですが、委託の相手方の創意工夫がまちづくりの参画と協働という部分の概念と合致していくと見込まれる場合は、参画と協働の視点があると言えますが、従来型の単なる業務委託のように創意工夫とか云々ではなく粛々と実施していく部分については参画と協働ではないと分類しているのが実態です。  **○　会長**  ・　そういう区分をしていることは表に出ていますか。  **○　事務局**  ・　P217に記載しています。  **○　会長**  ・　指定管理というのは市民公益活動団体が行うという縛りがあるわけですね。  **○　事務局**  ・　先ほど委員がおっしゃったように、市内の事業者が参画と協働の視点でどういう形で業務を行い、そこに市民の皆さんの福祉向上に両者があいまって結果として良質なサービスを提供するときに、それを単なる業務委託と捉えていいのか、この議論はあると思います。  ですから、それを参画と協働ではないかと言われればその通りですが、担当課は今のところ業務委託というふうに捉えているのかもしれません。  **○　委員**  ・　市民相談事業では、毎月1回の色々な法律相談があり、そこに司法書士などは無償で入っているのではないかと思うのですが。  **○　事務局**  ・　詳細は存じていませんが、もしそういうことであれば、そこはやはり分けていくべきだと思います。  委託業務をどのように捉えるのかといった解釈論で、区分が変わってきてしまうということを言いたかったのです。  **○　会長**  ・　特に、参画と協働がなじまない事業というところが、やはり分かりにくいと言えば分かりにくいですね。  **○　委員**  ・　P204からの都市整備部に関係するもの全てですが、道路管理などのハード部局では、これは参画と協働と言えるのではないかというものが結構あります。例えば、権利者の合意形成に基づく事業であったとしても組合施行だったら参画と協働と言わないのでしょうか。都市・交通政策課では、ノンステップバスを購入するにあたり、国と県等と協調補助を行うこと、歩道拡幅などには市民との参画と協働という視点はないのでしょうか。  ・　P208公園緑地課の緑地維持管理事業について、蜂やマムシなどの危険も考え市民に協働を求めることは適当ではないと書かれており、安全性の面を危惧されている様子はよく分かるのですが、緑地の保全も市民と関わりのあることだと思います。  ・　失礼かもしれませんが、ハード部局の部分で、特に参画と協働に関する視点の希薄さが感じられる気がして残念に思います。その点についてヒヤリングが必要ではないかという気がします。  **○　会長**  ・　ハード部局のページには、取組を行っていない理由として「関係ない」というような記載が多くあります。  **○　委員**  ・　市民の方々をはねのけるような表現が多いと感じます。しかし、都市環境は今後は市民とともに作っていかないといけない気がします。時代の変化を追う中で、行政の役割を縮小していかなければならない部分があるはずなので、そこに注目していく必要があると思います。  ・　都市計画道路などは、数十年前でしたら、1回決定すると、実際にこれをなしにすることはありえないと言っていたのですが、20年ほど前から市民を巻き込んで必要がなければ都市計画道路をやめようという発想や、戦略的アセスメントといって、開発ありきではなく、環境に多大な影響を及ぼすようであれば、やめましょうという発想で考えるということもありますので、時代錯誤のような気がしてなりません。  **○　会長**  ・　セクションによっては参画と協働の視点が決定的に欠けているのではないかということが見られるという事ですね。  ・　198ページ以降で言うと、可能だと思われる事業が含まれているのかどうか、これだけの表現では分からないけれども、道路整備や公園緑地には協働の視点から見直せる事業があるようにも思えるので、ここについては、機会があれば委員がおっしゃるように一度話を聞いてみてもいいくらいの話だと思います。  **○　事務局**  ・　今回この取組状況を取りまとめる中で、正式なヒアリングとまではいきませんが担当課と話はしています。例えば、124ページの新名神周辺対策事業については、住民説明会を開催しながら、市民の意見も取り入れていくといった観点が入っています。122ページの道路改良事業にも入っています。  ・　新しく道路を作っていくとか、積極的に改良していくような事業には市民の意見を取り入れる部分があります。しかし、道路の原状復帰や補修的な部分では道路の法律に従って維持していく必要があり、意見を取り入れてより良いものにしていくという観点を入れることは難しいという話を担当課とはしています。一応そういう整理をして、参画と協働を行っているものと行っていないものという観点にはなっています。  ・　126ページの公園維持管理事業でも、参画と協働の取組として、簡単なところはお願いしています。一方、緑地といえばかなり面積も広く、手の入っていない部分も含まれていますので、その辺で担当課として整理をしている状況です。  **○　委員**  ・　都市整備、まちづくり、公園緑地などで言えることは、管理なども市民が行っている事例が最近あります。例えばアダプト制度もそうです。  取組のある事業に挙げられた新しく道路を作ろうという事業に関しては、計画段階から市民参加を進めていくと、その後の管理についても市民は自分たちが関わったという事で愛着も感じていくし、管理にも協力するという姿勢になっていくと思います。  ・　都市整備や道路整備に計画段階から市民に参加していただく事は、20〜30年前にはありませんでした。今でも都市計画変更などは説明会で終わっています。行政側も市民に説明する部分と創造的に意見を聞く部分とを分けて考えているのですが、これからは分けるという発想よりは、開発しようかどうかという最初の段階から市民と協働していくスタイルが定着していけば、この表が変わっていくのかなという気がしています。  **○　事務局**  ・　そういう面については、結果として都市整備部門がこういう表現になっていますが、委員がおっしゃったようなスタンスで臨んでいることは確かです。  ご指摘があったように、公園緑地課の業務の中で、たまたま参画と協働の部分とそうでない部分がありましたが、逆にウイングを広げすぎて、つまり市民の皆さんと維持管理をやっていきましょうねと言った時に、逆にそこはやはり手に負えない部分も出てきます。緑地などは手に負えない、高木の剪定などは絶対できない、という中でここに至っていることも現実にあります。  だから我々としても、どこまで市民の皆さんに委ねられるのかは、個別の細かい議論の中で検討していくという丁寧な姿勢が逆に必要なのかなという感じは持ちます。  **○　会長**  ・　その意味で言うと、参画と協働の仕分けの基準は一定、各課は持っているということですね。  **○　事務局**  ・　そうなります。ただ、やはりご指摘のように、ハード部門は伝統的に行政がそれを進めていくべきだという発想が強く残っているのも確かです。そこは我々の方から、「こういうアングルから考えられませんか。」と呼びかけているのが実態です。  **○　会長**  ・　議題の１についてはかなり盛りだくさんの内容でしたが、皆さんから色々ご意見を頂きました。特に、参画と協働になじまない事業という部分は我々では少ししんどい部分はあります。行政内部で参画と協働にはなじまないものについて一定の基準が出来ていることだけは確認できたので、そういう意味で言うと恐らくなじまない事業をもう一度精査してもそれ以上のものはなかなか出てこない気がします。  したがって、事業については参画と協働の視点で行いましたという部分を中心にチェックをしていくことで良いのかなという気はします。  ・　来年度以降、参画と協働がなじまない事業についてチェックをするにしても、毎年、土地購入費のため参画と協働を必要としないなどということを繰り返し言われても、原課もこちらもしんどい面もあります。  精査をしたうえで、来年以降は、なじまない事業は参画と協働に当たるかどうかの基準が各課にあることを確認したうえで、内部管理事務だというもの、あるいは参画と協働になじまないと原課が判断したものは原課の判断を尊重していきたいと思います。この取組状況からは外してもいいのではないでしょうか。  **（2）参画と協働のまちづくり推進計画の進捗状況について**  **○　会長**  ・　続きまして、議事２に参ります。事務局から資料の説明をお願いします。  **○　事務局**  ＜資料２に沿って説明＞  **○　会長**  ・　推進計画の施策の3本柱である情報共有、担い手の発掘・育成・支援、意識啓発について、計画の1年目に取り組んだこと、課題として残っていること、今後取り組んでいくことについて説明がありました。  その取組を行うことによって職員アンケートと市民実感調査の結果がどうなったのかを評価することで、施策の評価を行い、この進捗状況をチェックしようということです。  ・　ここで終了予定時間となりましたが、審議は30分延長して済むような内容ではありません。  ＜この続きは日を改めて行うことで委員、事務局了承＞  ・　推進計画の進捗状況は、ある意味突っ込みどころ満載です。悪い意味ではなくて、なぜだろうということです。例えば、P9施策評価指標で「自治会活動などの地域活動等に参加している職員の割合」という文言変えるとこんなにパーセンテージが下がってしまったのかと思いました。単にアンケートの文言を変えたからでしょうか、というような突っ込みどころが満載です。ただ、それをどのように考えていけば良いのだろうということを、次回は皆さんにご意見を頂きたいと思います。  ・　本日配布されたアンケート結果には、評価指標になっている項目もありますので、一度見てください。次回の会議では、議事１のまとめとして参画と協働になじまない事業についてそれで本当にいいのだろうかとういうチェックを簡単にしながら、議事２の資料２について意見交換をする機会を近日中に設けたいと思います。  ＜日程調整の結果、10月15日（水）18時～　第19回推進会議の開催が決定＞  **○　会長**  ・　10月15日の18時から今日の続きということで、今日の議論で出た結果を確認し、資料２を中心に議論をしましょう。  **5　閉　会** |